

## 「所沢市ホストタウン応援企業認定事業」実施要領

平成31年2月12日

(趣旨)

第1条 この要領は、所沢市（以下「市」という。）がイタリア共和国のホストタウンであることを広く周知するため、企業が保有する資源を活用した情報発信を行うことを目的として実施する「所沢市ホストタウン応援企業認定事業」（以下「認定事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「企業」とは、市内外を問わず、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人事業主をいう。

2 この要領において「ホストタウン」とは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致等を通じ、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る内閣官房による登録を受けた地方公共団体のことをいう。

3 この要領において「ホストタウン事業」とは、市がイタリア共和国のホストタウンとして展開する各種事業を指すものとする。

(認定要件)

第3条 市長は、市がイタリア共和国のホストタウンであることの周知啓発（以下「PR」という。）に寄与する企業を「所沢市ホストタウン応援企業」（以下「応援企業」という。）として認定する。ただし、企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の対象としないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等を行う場合。ただし、特に文化振興等に資すると市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) その他市長が不相当と認める場合

(取組内容)

第4条 応援企業は、次の各号のいずれかの取組を行うものとする。

- (1) 自社商品又は人材を活用したPR活動

- (2) 販促ツール（チラシ・WEB等）へのPRの掲載
- (3) 窓口等でのPRグッズ（市が支給するポスター・チラシ等）の配架
- (4) 市が実施するホストタウン事業への協力
- (5) その他市がPRに寄与すると認める取組

2 応援企業は、前項の取組に際し、次の各号のいずれかの趣旨をPRするものとする。

- (1) 市がイタリア共和国のホストタウンであること。
- (2) 市（早稲田大学所沢キャンパス）においてイタリアチームによる事前トレーニングキャンプが実施されること。
- (3) 市のホストタウン事業を応援していること。

（遵守事項）

第5条 応援企業は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オリンピック・パラリンピックに関する用語、名称、エンブレム、ロゴをはじめとする知的財産等の無断使用、不正利用等を行わないこと。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会スポンサーのマーケティング活動を妨害しないこと。
- (3) 各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

（経費の負担等）

第6条 市は、応援企業が実施する取組について必要な経費を負担しない。ただし、市が、経費の支払を適当と認める取組については、この限りでない。

2 市は、応援企業から認定事業に関する一切の資金供与を受けないものとする。

（市の情報発信）

第7条 市は、応援企業を市のホームページに掲載するほか、SNS等を通じ、応援企業の取組に関する情報発信に努めるものとする。

（申請・認定）

第8条 応援企業の認定を受けようとする企業は、申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請をした企業が認定要件を満たすと認める場合には、当該企業を応援企業に認定し、認定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 認定の有効期限は、認定日から2020年9月6日までとする。

(取組報告)

第9条 応援企業は、取組を実施する2週間前までに、取組報告書(様式第3号)を市に提出し、取組内容について市と協議しなければならない。

2 市は、前項に規定する報告のほか、必要と認める場合には、取組に関する資料等の提出を求めることができる。

(実施報告)

第10条 応援企業は、取組の終了後又は認定期間満了後のいずれかに、実施報告書(様式第4号)を市に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市は、応援企業が認定要件を満たさないことが明らかになった場合、その他認定企業として適当でなくなると認めるときは、認定取消通知書(様式第5号)の発出をもって、応援企業の認定を取り消すことができるものとする。

第12条 企業は、応援企業の認定を辞退する場合は、書面等にて、市長に報告しなければならない。

(免責、賠償責任等)

第13条 市は、応援企業の事業活動に係る効果及び機能並びに適法性について責任を負わない。

2 市は、認定事業に起因し、応援企業に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

3 応援企業は、PRに際し、故意又は過失により第三者又は市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月12日から施行する。